

第3期東広島市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 概要

令和2年度に策定した「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」の計画期間が令和6年度で満了することに伴い、これまでの進捗状況を踏まえた見直しを行うとともに、新たに盛り込むべき事項を掲載し、もってこどもを取り巻く環境の更なる課題解決に向けた取り組みを推進していくため、「第3期東広島市子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期計画」という。）」を策定し、市の目指す安心してこどもを産み育てられるまちの実現へ向けた指針とするものである。

2 第3期計画の概要

(1) 計画の位置付け

○第3期計画は、次の各法律に基づく計画として位置付ける予定である。

- ・こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画
- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの貧困対策計画

(2) 計画策定に係るニーズ調査及びこどもの意見聴取について

○第3期計画の策定に当たっては、保護者へのニーズ調査及びこどもに対する意見聴取を実施する。

- ・国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により、子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、保護者に対する利用希望把握調査（ニーズ調査）実施することとされている。
- ・令和5年4月に施行された「こども基本法」第11条において、こどもに関する施策の策定に当たっては、こども・こどもの養育者の意見聴取を行うこととされている。

(3) 計画期間：令和7年度から令和11年度までの5年間

(4) 策定スケジュール（詳細は裏面参照）

	計画策定スケジュール	子ども・子育て会議の開催
R5 年度	7月～9月 ニーズ調査票（案）の作成 11月 ニーズ調査の実施 12月～ 各種団体へのヒアリング調査実施 1月～ ニーズ調査結果の集計・分析	7月 第2期計画の進捗状況／第3期計画策定の審議 9月 ニーズ調査票／こどもの意見聴取方法の審議 3月 ニーズ調査結果の報告
R6 年度	～5月 こどもへの意見聴取 計画骨子案の作成 ～8月 計画素案の作成 ～9月 計画素案の修正 10月 パブリックコメントの実施 2月 第1回市議会定例会に議案提出	7月 計画骨子案の審議 8月 計画素案の審議 10月 計画素案※の審議 （※パブリックコメント実施版） <u>1月 計画案(素案の修正)の審議←本日の議題</u>

《策定スケジュール》

[illegible]